令和5年6月1日以降の感染拡大防止対策について

福島高専 リスク管理室会議

令和5年5月1日付け「令和5年5月8日以降の感染拡大防止対策について」において、本校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の主な考え方をお知らせしたところですが、これまでに実施してきた具体的な対策等について、6月1日以降の対応をお知らせします。

なお、令和5年5月1日付け「令和5年5月8日以降の感染拡大防止対策について」の 考え方は継続します。

【感染防止対策として配置した物品等に関する事項】

- ▶ 校内に配置した「体温測定器」、「体温計」(主に教室に配置)、「消毒液」、「CO2 測 定器」等を撤去します。
- ▶ 学生食堂および寮食堂以外のアクリル製パーティションを撤去します。 (なお、廃棄にあたっては、必ず総務課調達係にご連絡ください。)
- ▶ 学生食堂および寮食堂のパーティションの撤去時期については、校内および周辺 地域の感染状況を踏まえて、改めて、決定してお知らせします。

【施設設備に関する事項】

- ▶ 学生の校内における活動時間等については5月1日付け文書のとおりとするとともに、土曜日・日曜日・祝日等は建物入り口の施錠を継続します。
- ▶ 正面玄関の入構名簿および入構証の配置を継続します。
- ▶ 図書館・情報処理教育センター・体育館等の使用にあたって、新型コロナウイルス 感染拡大防止対策として行ってきた対策を原則として廃止し、コロナ前の規則に 戻すものとします。
- ▶ これに伴い、本校施設の外部団体等への貸し出しを再開します。
- ▶ なお、各施設の使用方法等については、運営を所管する委員会等で確認し、速やかに周知するよう努めてください。

【規則等に関する事項】

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策として変更した規則や提出を求めることとしていた書類等(「行事参加同意書」など)について、原則として、リスク管理室会議を経ず、所管する委員会等の審議により変更または廃止することを可とします。
- ▶ ただし、変更にあたってリスク管理室会議での審議が必要と判断した場合は、総務 課総務企画係にご連絡ください。